

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第1回会議配布資料	資料 6
令和5年6月27日	

## 児童福祉法の一部改正関係部分概要・附帯決議抜粋

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）

## 【概要】

改正児童福祉法により、保育士について、欠格事由における欠格期間の見直しが行われた。児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等（以下、特定登録取消者という）の再登録については厳格な審査によって行われるものとされ、また、国は特定登録取消者に係るデータベースを整備し、保育士を任命し、又は雇用する者は当該データベースを活用するものとされた。

## 【附帯決議】

令和4年 5月13日	児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 衆議院厚生労働委員会 十九 子どもをわいせつ行為から守る環境整備について、保育所等では保育士資格を持たない者が保育補助として勤務している実態があることから、保育士に限らず、子どもに接する業務に携わる者全体を対象に対策を講ずることについて検討すること。また、万が一冤罪等であった場合には、身分回復を行う等の必要な対応を講ずること。
令和4年 6月7日	児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 参議院厚生労働委員会 二十二、子どもをわいせつ行為から守る環境整備について、保育所等では保育士資格を持たない者が保育補助として勤務している実態があることから、保育士に限らず、子どもに接する業務に携わる者全体を対象とする、いわゆる「日本版DBS制度」の導入に向けた検討を加速すること。また、万が一冤罪等であった場合には、身分回復を行う等の必要な対応を講ずること。